

(別紙)

高原町指定暑熱避難施設の運用に関する協定書

高原町（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）（以下「対象施設」という。）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の対象施設としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

(対象施設)

第3条 この協定の目的となる対象施設は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名 称

●●●●

(2) 所在地

高原町大字●●番地

(供用部分)

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分は別図のとおりとする。

(開放可能日等)

第5条 開放可能日時等及び開放により受け入れることが可能であることが見込まれる人数は次のとおりとする。

(1) 開放可能日

●曜日～●曜日 ただし、祝祭日を除く。

(2) 開放可能時間

午前●●時●●分～午後●●時●●分

(3) 受け入れ可能人数

●●人

(管理及び運用)

第6条 対象施設の管理者は、次に掲げるとおり管理及び運用する。

(1) 対象施設が指定する開放可能日及び開放可能時間並びに熱中症警戒情報以上の発表期間中は、対象施設を必ず避難者に開放すること。

(2) 対象施設の冷房設備は、適切にメンテナンスし稼働させるものとし、開放期間中の設定温度は避難者が快適に過ごせる温度を保つこと。

(3) 受入可能人数に応じて、1人あたりの空間を適切に確保するとともに、休憩できる椅子・ソファ等を配置すること。

- (4) 開放場所において熱中症予防のための飲食を可能とすること。
- (5) 避難者に対象施設であることがわかるよう掲示を行うこと。
- (6) 指定箇所は無料で利用できること。
- (7) 電気使用料等の対象施設の開放に当たって必要な経費は事業者の負担とする。
- (8) 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握に努めること。
- (9) 町のホームページ等による対象施設の公表に協力すること。

(変更の協議)

第7条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、●年●月●日から●年●月●日までとする。ただし、当該期間の満了の2か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住所 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

氏名 高原町長

乙 住所

氏名